

(陳受26第4号)

保育所入所選考基準の改善に関する陳情

受理年月日

平成26年6月2日

陳情者

陳情の要旨

武蔵野市では保育所の入所選考の際、保育を要する程度を判断するため「武蔵野市保育の実施選考基準等に関する要綱」において各家庭の状況に応じた指数を定め、入所選考がされています。この入所選考では「心身障害」による申請が認められているものの、身体障害者手帳及び愛の手帳の所持者のみを対象としており、精神障害者保健福祉手帳の所持者については除かれています。

東京都23区及び多摩地域の市のうち、インターネット上で選考基準を公表している37の市区の選考基準を確認したところ、75.7%の市区では「心身障害」に精神障害を含んでおり、「身体障害1級若しくは2級又は愛の手帳所持」相当に対しては、おおむね精神障害者保健福祉手帳3級までが含まれています。

これに対し、武蔵野市は「心身障害」に精神障害を含めていないのはなぜなのでしょう。精神障害は心身障害ではないということなのでしょう。また、同要綱の「優先項目指数表」の「保護者障害者」についても、精神障害者保健福祉手帳所持が含まれていないのはなぜでしょうか。他の二障害者と比較し、精神障害が軽視されているような印象が持たれてなりません。強く改善を求めます。

さらに言えば、同要綱で定める保育所入所の基準指数は「特例」を除くと「精神性疾患、感染症又は特殊疾病」及び「心身障害」のみ基準指数に90から100という点数幅が設けられており、個別の指数は選考会議にて総合的に判断されているとのこと。しかし、この基準指数は他市区町村と比較して非常に厳しいという印象を受けます。先ほどと同様の方法により他市区町村の選考基準を確認したところ、多くの市区町村ではすべての申請事由の中で最も高い指数が設定されており、「精神性疾患、感染症又は特殊疾病」相当については67.6%、「心身障害」の「身体障害1級若しくは2級又は愛の手帳所持」相当については86.5%の市区が最も高い指数となっています。

対して、武蔵野市は担当者の協議いかんでは100点とはならず、この時点で現在の待機児童の状況をかんがみると、認可保育園への入所は絶望的となります。

武蔵野市の待機児童問題は深刻な状況にあり、特に就労を理由とした方からの入所の要望が強いことは十分理解しています。一方で、傷病、障害を抱えながら親だけで育児をするのは大変な困難を伴い、保育のサポートを切実に必要としている者がいるのも事実です。傷病者、障害者の実情を十分に考慮し、基準指数の設定につき、より寛大な措置を望みます。

以上の趣旨から、下記2点につき陳情いたします。

記

- 1 保育所入所基準指数表の「心身障害」及び優先項目指数表の「保護者障害者」において、精神障害者保健福祉手帳所持の併記をすること。
- 2 保育所入所の基準指数の「疾病又は傷病」、「心身障害」における基準指数の点数設定の見直しをすること。